

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和4年3月25日

金曜日

号外(8)

目次

監査委員公告

○行政監査結果の公表

1

公 告

行政監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月25日

富山県監査委員 筱岡 貞郎

富山県監査委員 永森 直人

富山県監査委員 天坂 幸治

富山県監査委員 高橋 正樹

(報告書)

第1 行政監査の概要

1 監査の趣旨

県が処理する事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているか、事務が経済的、効率的に実施され所期の目的を達成しているか、また、組織及び運営が合理的になされているかどうかについて、地方自治法（昭和22年法律67号。以下「自治法」という。）第199条第2項の規定に基づき監査を実施するもの。

2 監査のテーマ及び選定理由

(1) 監査のテーマ

長期継続契約について

(2) 選定理由

長期継続契約は、自治法第234条の3の規定により債務負担行為によることなく複数年度の契約を締結することができるもので、電気、ガス、水の供給等に係る契約のほか、平成16年の法改正により、「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち条例で定めるもの」が追加された。

本県では平成17年に「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」（平成17年富山県条例第108号。以下「条例」という。）が制定され、条例第1号において「電子計算機その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの」、条例第2号において「庁舎の管理その他の役務の提供を受ける契約で、年間を通じて役務の提供を受ける必要がある業務に係るもの」が長期継続契約を締結することができる契約として定められた。

条例施行後15年を経過したが、これまでの定期監査で、同種の業務において長期継続契約を締結している所属と単年度契約を締結している所属を確認しており、制度の運用に差異が見られる。このため、長期継続契約による経費の削減や事務の効率化等の効果及び運用状況等を検証し、制度の適切かつ効率的な運用に資するもの。

3 監査の主な着眼点

監査は、主に次の着眼点に基づき実施した。

- (1) 長期継続契約の実施状況はどうか。
- (2) 長期継続契約によって経費が削減されているか。
- (3) 長期継続契約によって良質な業務が提供されているか。
- (4) 長期継続契約していない理由は何か。

4 監査の対象機関

令和2年度において、条例の対象となる契約を締結している機関

（単年度契約しているものや、令和元年度以前に締結した契約で、契約期間に令和2年

度を含むものも対象とする。)

5 実施方法

(1) 事前調査

全ての機関（242機関）を対象に、条例の対象となる契約の実施状況を書面調査した。

(2) 実地監査

事前調査の結果を踏まえ、条例の対象となる契約を締結していた162機関のうち、対象契約数、契約金額、業務内容、部局間の均衡等を考慮のうえ抽出した24機関（表3参照）に対し監査調書の提出を求め、証拠書類の確認、担当者からの聞き取り調査等により実地監査を実施した。

6 監査の実施期間

令和3年10月から令和4年3月まで

第2 監査の結果

1 制度の概要

長期継続契約は、会計年度独立の原則及び予算単年度主義の例外措置として、債務負担行為によることなく複数年度の契約を締結することができる制度である。

平成16年の法改正により、条例で対象範囲を定めることができることとなり、本県では平成17年9月に条例を制定し、その具体的な運用については、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について（通知）」（平成17年10月5日付け出第76号。以下「運用通知」という。）により、条例の適用を受ける契約や契約に係る留意事項等が周知された。

2 事前調査の結果

全ての機関を対象に行った事前調査を取りまとめた結果、以下のとおりであった。

（1）長期継続契約の運用状況

①部局別契約状況

条例の対象となる契約は162機関において941件締結されており、その内訳は、長期継続契約が217件（23%）（うち条例第1号に該当するもの132件、条例第2号に該当するもの85件）、単年度契約が724件（77%）（うち条例第1号に該当するもの36件、条例第2号に該当するもの688件）であった（表1）。

なお、80機関からは「条例の対象となる契約はない」旨の回答があった。

②長期継続契約をしていない理由

単年度契約しているものについて、長期継続契約をしていない理由を調査したところ、「長期継続契約になじまない・必要のない業務であるため」が284件と最も多く、次いで「検討や契約方法変更等による事務の増加を考慮したため」が132件であった。

「長期継続契約に該当するか不明瞭であるため」（20件）、「制度や手続等を熟知していなかったため」（3件）といった意見も見られた（表2）。

表1 部局別契約状況

(単位:件)

	長期継続契約			単年度契約			合計
	条例第1号	条例第2号	計	条例第1号	条例第2号	計	
各種行政委員会等※	2	2	4	1	3	4	8
知事政策局	0	0	0	6	29	35	35
危機管理局	1	0	1	0	10	10	11
地方創生局	1	1	2	0	13	13	15
経営管理部	15	28	43	3	30	33	76
生活環境文化部	1	0	1	1	19	20	21
厚生部	25	16	41	0	108	108	149
商工労働部	8	9	17	4	52	56	73
農林水産部	5	10	15	3	54	57	72
土木部	8	2	10	6	58	64	74
出納局	6	0	6	0	0	0	6
企業局	10	0	10	0	41	41	51
教育委員会	35	9	44	12	135	147	191
警察本部	15	8	23	0	136	136	159
計	132	85	217	36	688	724	941

※各種行政委員会等には、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、富山海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局を含む。

表2 長期継続契約をしていない理由(事前調査)

(単位:件)

長期継続契約になじまない・必要のない業務であるため	284
検討や契約方法変更等による事務の増加を考慮したため	132
長期継続契約を検討中、又は実施済	57
長期継続契約に該当するか不明瞭であるため	20
制度や手続等を熟知していなかったため	3
その他	228
計	724

3 実地監査の結果

(1) 対象機関・対象契約の抽出

事前調査の結果を踏まえ、対象契約数、契約金額、業務内容、部局間の均衡等を考慮して 24 機関を抽出したうえで、令和2年度に締結した条例の対象となる契約のうち、契約金額、契約内容等により抽出した 200 件を監査対象とした（以下「監査対象契約」という。）（表3）。

表3 実地監査対象機関一覧

	部局	監査対象機関
1	知事政策局	デジタル化推進室
2	危機管理局	防災・危機管理課
3		広域消防防災センター
4	地方創生局	富山空港管理事務所
5	経営管理部	管財課
6		総合県税事務所高岡相談室
7	生活環境文化部	環境保全課
8		環境科学センター
9	厚生部	厚生企画課
10		衛生研究所
11		中央病院
12	商工労働部	産業技術研究開発センター
13		総合デザインセンター
14	農林水産部	農林水産総合技術センター
15	土木部	砺波土木センター
16	出納局	総務会計課
17	企業局	経営管理課
18	教育委員会	教育企画課
19		県立学校課
20		県立図書館
21		富山工業高等学校
22	警察本部	会計課
23		情報管理課
24		富山中央警察署

(2) 長期継続契約の運用状況

① 監査対象契約の内容

監査対象契約を契約の内容別に分類すると表4のとおりであった。

条例第1号に該当する契約（リース契約）については、機器の再リース等により単年度契約が適しているものを除いて長期継続契約されており、長期継続契約導入率は73%と高かった。

条例第2号に該当する役務の提供を受ける契約の長期継続契約導入率は、電話交換業務が100%、庁舎の管理業務が27%、各種機器の保守業務が26%に対して、電子計算機（システム）の保守業務は0%であり、全体で21%であった。

表4 監査対象契約の内容

(単位: 件)

契約の内容		長期継続契約 (a)	単年度契約 (b)	その他 (c)	計 (d) =(a)+(b)+(c)	長期継続契約導入率 (a)/(d)
条例第1号	パソコン、サーバー、プリンタ	7	2	3	12	58%
	業務に関する電子計算機システム	2	0	1	3	67%
	ソフトウェア	0	3	1	4	0%
	ファクシミリ、複写機等の事務用機器	9	1	0	10	90%
	電話設備	2	0	0	2	100%
	業務(試験、研究、分析、測定、医療等)用機器	7	1	0	8	88%
	自動車	6	0	0	6	100%
	その他	0	0	0	0	—
	小計	33	7	5	45	73%
条例第2号	庁舎の管理業務	24	65	0	89	27%
	電子計算機(システム)の保守業務	0	31	0	31	0%
	各種機器の保守業務	5	14	0	19	26%
	電話交換業務	2	0	0	2	100%
	受付案内業務	0	0	0	0	—
	給食業務(調理、配膳)	0	1	0	1	0%
	その他	2	11	0	13	15%
	小計	33	122	0	155	21%
合計		66	129	5	200	33%

※「その他」は、債務負担行為に基づく複数年契約を締結していたもの

※受付案内業務は抽出した機関には該当業務がなかった

②契約事務手続き

運用通知において、長期継続契約を締結する場合は、債務負担行為と異なり義務費とならないため、契約書中に「翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する」旨の条項（以下「解除条項」という。）を必ず設けることとされているが、この解除条項が設けられていないものがあった。

また、予定価格の設定や入札書の記載が契約期間全体の総額とされていないものや、一般競争入札の公告において、当該契約が長期継続契約である旨を示していないものが見受けられた。

③長期継続契約をしていない理由

監査対象契約のうち、単年度契約しているものについて、長期継続契約をしていない理由を調査したところ、「長期継続契約になじまない・必要のない業務であるため」が37件、「長期継続契約を検討中、又は実施済」が24件、「検討や契約方法変更等による事務の増加を考慮したため」が13件、「長期継続契約に該当するか不明瞭であるため」が2件、「その他」が53件であった（表5）。

表5 長期継続契約をしていない理由 (単位:件)

長期継続契約になじまない・必要のない業務であるため	37
長期継続契約を検討中、又は実施済	24
検討や契約方法変更等による事務の増加を考慮したため	13
長期継続契約に該当するか不明瞭であるため	2
制度や手続等を熟知していなかったため	0
その他	53
計	129

「長期継続契約になじまない・必要のない業務であるため」としたものについて、具体的な理由を聴取したところ、

条例第1号については、

- ・機器の再リースであることから、機器の耐用状況（経年による故障の増加や機能の劣化）やメーカー保守期限等を確認しながら単年度で契約する方が適している。

条例第2号については、

- ・設備の老朽化等による故障や交換部品の不足などから保守可能期限等を確認しながら単年度で契約する方が適している。
- ・管理対象設備の更新予定があり、業務内容の変更が見込まれるため
- ・システム更新により、契約金額に変更が生じる可能性があるため

等であった。

また、「その他」としたものについて、具体的な理由を聴取したところ、

- ・国の交付金が財源であり、国との協議が必要
- ・予算の状況により、同一の内容・金額で長期継続契約を締結できる見通しが見つからないため
- ・年度毎に仕様の変更が見込まれるため
- ・毎年度入札を行うことにより複数業者での競争による安価な契約が期待できる。

等であった。

長期継続契約を検討するにあたり、既に導入済みの契約を参考にしたいとの意見が多く聞かれた。

(3) 制度導入の効果

監査対象契約のうち、長期継続契約しているものについて、制度導入の効果を調査した結果、以下のとおりであった。

①経費削減効果

長期継続契約導入による経費削減効果について聴取したところ、「不明・変わらない」60件(90.9%)、「経費が減少した」6件(9.1%)、「経費が増加した」0件(0%)であった(表6)。

経費が減少した	6
経費が増加した	0
不明・変わらない	60
計	66

ア 経費が減少した主な理由

- ・受託事業者において長期契約割引制度があった。
- ・複数年継続の収入確保が誘因となり、業者間の価格競争が高まり契約金額の低減につながった。

イ 不明・変わらないとした主な理由

- ・当初契約から長期継続契約のため、経費が削減されたか比較できない。
- ・仕様が変更となっているため、経費が削減されたか比較できない。
- ・リース料は定額のため変わらない。

次に、長期継続契約しているもののうち、契約内容の変更等により比較困難なものを除く30件について、前回契約との契約金額の比較を行ったところ契約金額が減

額となったもの8件、増額となったもの12件、同額のもの10件であった(表7)。

表7 前回契約との比較 (単位:件)

契約金額が減額となったもの	8
契約金額が増額となったもの	12
契約金額が同額のもの	10
計	30

これを前回契約が単年度契約であったもの4件に限って比較を行ったところ、契約金額が減額になったもの1件、同額のもの3件であった(表8)。

表8 前回契約(単年度契約)との比較 (単位:件)

契約金額が減額となったもの	1
契約金額が増額となったもの	0
契約金額が同額のもの	3
計	4

②事務の効率化

長期継続契約の導入による事務の効率化について聴取したところ、「事務負担が軽減した」52件(78.8%)、「不明・変わらない」13件(19.7%)、「事務負担が増加した」1件(1.5%)であった(表9)。

表9 事務の効率化 (単位:件)

事務負担が軽減した	52
事務負担が増加した	1
不明・変わらない	13
計	66

ア 事務負担が軽減した主な理由

- ・ 設計、入札、契約等の事務や業者交替に伴う事務を毎年度行う必要がなくなることから、事務負担が軽減された。
- ・ 3月中に次年度の入札を行うことができるため、事務が平準化された。

イ 事務負担が増加した主な理由

- ・事務手続きが単年度契約と異なるため、手続方法の確認等に時間を要し、事務負担が増加した。

ウ 不明・変わらないとした主な理由

- ・システム導入時から長期継続契約により契約しているため、事務の効率化は判断できない。

長期継続契約制度を積極的に活用している所属においては、ある年度に契約事務が集中しないよう、導入時期をずらして事務を平準化する工夫をしている例があった。

新規に長期継続契約を導入する場合には、一時的に事務量が増加することも見込まれるが、約8割の契約で事務負担が軽減したとしており、長期継続契約導入による効果が認められた。

③良質な業務の提供

長期継続契約の導入による良質な業務の提供について聴取したところ、「不明・変わらない」42件(63.6%)、「サービスが向上した」24件(36.4%)、「サービスが低下した」0件であった(表10)。

表10 良質な業務の提供 (単位:件)

サービスが向上した	24
サービスが低下した	0
不明・変わらない	42
計	66

ア サービスが向上した主な理由

- ・業務に係るノウハウが蓄積され、安定したサービスの提供が受けられる。
(従事作業員の資質向上、書類提出等の迅速化、機器故障時の対応等)

イ 不明・変わらないとした主な理由

- ・当初契約から長期継続契約のため業務の質の変化については比較できない。

3割を超える契約でサービスが向上したとしており、サービスが低下したとの回答がなかったことから、長期継続契約導入による効果は充分にあったと認められた。

④長期継続契約を行ったことによるメリット

上記のほか、長期継続契約を行ったことによるメリットについて聴取したところ、次のような意見があった。

- ・設置・工事等を毎年度行う必要がないため、業務への影響を小さくできた。
- ・普段の業務を行うサーバー、PCで構成されているシステムなので、入替えによる作業負担が大きく、また専門的で高度な処理が必要なPCも含まれるため、短期での調達が難しく、長期的にサービスが受けられることはメリットである。
- ・債務負担行為の手続きを経ることなく前年度中に契約可能
- ・次年度の予算要求金額が明確になる。
- ・事務手続きの削減により、設備利用・機器操作指導・相談対応等、本来行うべき業務にあてる時間が増えた。
- ・長期的な相談ができる。

⑤課題、問題点等

制度運用に係る課題や、長期継続契約を行ったことによる問題点等について聴取したところ、長期継続契約制度について、

- ・役務の提供を受ける契約は、業務の実施頻度により条例の対象となるか否かの判断が難しい。
- ・将来における事業の継続性の見通しの見極めが難しい。
- ・委託業務の内容により、一律に長期継続契約を行うのが望ましいとは言い難いため、各所属で単年度契約とするか長期継続契約をするか検討の上、判断するのが望ましい。
- ・歳出予算の状況によって、契約の解除等が発生することから事業の継続が不安定となる。

といった意見が見られた。

また、実際に発生した問題はなかったが、一部に次のような懸念の声もあった。

- ・受託者が良質な業者でなかった場合に質の低いサービスが長期間履行され、改善指導等に係る事務負担が大きくなる可能性がある。
- ・スクールバスの運行管理業務において、利用状況や安全な運行を考慮したコースの大規模な見直し等が行いにくくなる。
- ・長期継続契約の場合、「歳出予算の減額、削除があった場合、発注者はこの契約を変更し、又は解除することができる」とされていることから、業者側が契約期間中の変更や解除の危険性を回避するため応札しない又は予め損失額を上乗せした金額で応札し、契約額が高くなる可能性がある。

第3 監査の意見

今回の監査では、長期継続契約に係る事務が概ね適正に行われており、事務の効率化や良質な業務の提供の面で制度導入による一定の効果を確認することができたが、制度のより適切で効果的な運用のため次の事項について、留意改善されることを望むものである。

1 制度の活用について

実地監査を行った条例の対象となる契約 200 件のうち長期継続契約は 66 件（33%）であり、これらは長期継続契約にふさわしい契約と思われ、制度を効果的に運用していることが確認できた。一方で、単年度契約は 129 件と 65%を占めるが、このうち設備の更新予定や業務内容の変更が見込まれるなどやむを得ないものや長期継続契約制度活用予定のものなどが 114 件であった。残り 15 件（8%）は、制度の理解が不十分なことなどにより、活用に至っていないものと考えられる。

長期継続契約は、事務の効率化や良質な業務の提供などに一定の効果が期待できる有効な契約方法でもあり、また、業務が集中する年度初めを避けた時期に契約手続きを行うことにより、ミスの防止や事務負担の軽減が期待できることから、各所属においては、制度の理解を深めるとともに、これらのメリットも十分考慮のうえ、個々の契約内容に応じ長期継続契約を活用できないか検討いただきたい。

2 契約事務手続きについて

長期継続契約の対象となる契約書に解除条項が記載されていないものがあった。長期継続契約は、会計年度独立の原則及び予算単年度主義の特例として設けられており、翌年度以降の予算の担保がないことから、条文の必要性、重要性を十分理解のうえ、今後の事務手続きにおいて留意していただきたい。

また、予定価格の設定や入札書の記載が契約期間全体の総額とされていないものや、一般競争入札の公告において、当該契約が長期継続契約である旨を示していないなど、事務手続きに不備のあるものが見受けられた。各所属においては、運用通知等の再確認や制度所管課による研修会への参加など、事務手続きの一層の適正化に努めていただきたい。

3 制度の周知について

事前調査による条例の対象となる契約 724 件のうち、長期継続契約制度の適用要件やメリットなど制度の理解が不十分で制度を活用していないと思われるものが 155 件と 2割強あった。

また、入札や契約などの事務手続きに不備があるものが散見された。

制度所管課においては、契約事務の適正化や制度の効果的な運用が図られるよう、適

宜、契約担当課が持つ課題なども参考に、わかりやすい要件該当の判断基準や契約書のひな型、入札・契約手続きの流れなどを示すなど、運用通知やQ&Aを充実し、長期継続契約制度とその運用について周知いただきたい。

参考資料 根拠法令等

○地方自治法

(債務負担行為)

第二百十四条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

(長期継続契約)

第二百三十四条の三 普通地方公共団体は、第二百十四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

○地方自治法施行令

(長期継続契約を締結することができる契約)

第六十七条の十七 地方自治法第二百三十四条の三に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

○長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年9月30日富山県条例第108号）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 電子計算機その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 庁舎の管理その他の役務の提供を受ける契約で、年間を通じて役務の提供を受ける必要がある業務に係るもの

○「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」（平成17年10月5日付け出第76号出納事務局長通知）

地方自治法第234条の3の一部改正及び地方自治法施行令に新たに第167条の17が追加されたことにより、これまで電気、ガス若しくは水の供給を受ける契約、電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約に限られてきた長期継続契約の対象として、条例で定める契約が加えられました。

このことに伴い、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年富山県条例第159号。以下「条例」という。）が平成17年9月30日付けで施行されましたので、この条例の運用に当たっては、下記事項に留意し、適切に処理されるよう通知します。

記

1 条例の概要

（1）内 容

長期継続契約を締結することができる契約について次のとおり定める。

- ア 電子計算機その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの（条例第1号）
- イ 庁舎の管理その他の役務の提供を受ける契約で、年間を通じて役務の提供を受ける必要がある業務に係るもの（条例第2号）

（2）施行日

この条例は、公布の日から施行する。

2 条例の適用を受ける契約

（1）条例第1号について

いわゆるリース契約を想定している。パーソナルコンピュータ、ファクシミリ、複写機等のOA機器をはじめとする各種機器、業務に関する各種電子計算機システム、電話交換機等各種設備、自動車等の物品を複数年にわたって借り入れる契約を指す。（別紙契約の具体例参照）

（2）条例第2号について

年間を通じて役務の提供を受ける必要がある庁舎等の清掃業務・警備業務、施設、設備及び電子計算機等各種機器の保守管理業務、電話交換業務等の委託契約を想定している。（別紙契約の具体例参照）

なお、「年間を通じて役務の提供を受ける必要がある業務」とは、継続的に行われる業務であって、複数年度にわたり役務の提供を受けなければ当該業務に支障があるものをいう。

（3）歳出予算科目との関係

物品を借り入れる契約（条例第1号該当）については、使用料及び賃借料により支払われるものが該当し、役務の提供を受ける契約（条例第2号該当）については、役務費又は委託料により支払われるものが該当するものであること。

3 契約に係る留意事項

（1）契約期間

契約期間は、金額や契約相手の固定化を避け、更なる経費の削減やより良質なサービスを提供

する者との契約機会を確保するため、次のとおりとすること。

ア 物品を借り入れる契約（条例第1号該当）

対象物品の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））や商慣習上の契約期間等を勘案し、適切な契約期間を設定すること。

イ 役務の提供を受ける契約（条例第2号該当）

商慣習上特に定まった合理的な期間がある場合を除き、概ね3年を標準とするが、業務の性質・内容を考慮のうえ適切な契約期間を設定すること。

(2) 予定価格等

予定価格は、契約期間全体の総額で設定すること。したがって予定価格調書、入札書若しくは見積書又は契約書のいずれにおいても、契約期間全体の総額を記載すること。

(3) 予定価格と契約方法

競争入札によるか地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約（少額随契）によるかは、予定価格すなわち契約期間全体の総額で判断すること。

(4) 特定調達契約との関係

政府調達協定の適用を受ける契約かどうかの判断は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）第3条第1項及び自治省告示により、物品を借り入れ又は役務の提供を受ける期間が12月を超える場合には、当該契約に係る予定価格は1月当たりの予定賃借料又は特定役務の予定価格に48を乗じて得た額（以下「4年間の額」という。）とすると定められているため、4年間の額と特例政令第3条第1項の規定に基づき総務大臣の定める額（現在3,200万円）を比較して行うこと。

また、特定調達契約案件に該当することにより、契約の準備期間に要する時間が増加する場合もあるので、予定される契約金額をあらかじめ想定のうえ、契約の準備に十分な時間を確保すること。

(5) 公告、公示又は通知

一般競争入札の公告又は指名競争入札の公示若しくは通知においては、当該契約が長期継続契約であることを示すこと。

例：賃借期間 平成18年7月1日から平成23年6月30日まで
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

(6) 契約書の特記事項等

長期継続契約を締結する場合は、会計規則第71条の規定（契約書の省略）にかかわらず、契約書の作成を要すること。

契約期間については物品を借り入れ又は役務の提供を受ける全期間を、契約金額については単価契約の場合を除き全期間の総額を記載するが、債務負担行為と異なり義務費とならないため、契約書中に「翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する」旨の条項を必ず設けること。

4 契約締結前の手続き

長期継続契約を行う場合の経費に係る支出負担行為については、金額にかかわらず財政課長へ回議（出先機関を除く）すること。（事務決裁規程の改正）

また、当該契約が地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であること及び条例の該

当条項を明記すること。

5 運用上の留意点

本条例は長期継続契約を締結することができる契約を定めたものであり、当該条例に該当することをもって、長期継続契約による契約の締結を義務づけるものではないこと。

長期継続契約を締結することができる契約の具体例

条例内容	契約の具体例 (借り入れる物品の名称又は提供を受ける役務の名称)
<p>第1号</p> <p>電子計算機その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ パーソナルコンピューター ・ サーバー ・ プリンタ ・ 業務に関する電子計算機システム ・ ソフトウェア ・ ファクシミリ、複写機等の事務用機器 ・ 電話設備（電話機、電話交換機等） ・ 業務（試験、研究、分析、測定、医療等）用機器 ・ 自動車 等
<p>第2号</p> <p>庁舎の管理その他の役務の提供を受ける契約で、年間を通じて役務の提供を受ける必要がある業務に係るもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎（これに付随する施設、機械設備を含む。）の管理業務 （ <ul style="list-style-type: none"> 庁舎等の清掃業務、警備業務、廃棄物処理業務、 施設・機械設備の保守点検業務等 ） ・ 電子計算機（システム）の保守業務 ・ 各種機器の保守業務 ・ 電話交換業務 ・ 受付案内業務 ・ 給食業務（調理、配膳） 等